

【野村主査】 定刻が参りまして、ご出席予定の委員の方は、ほぼご出席でございますので、ただいまから第2回の文化審議会著作権分科会基本問題小委員会を開催いたします。

本日はご多忙の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、本日の会議の公開につきまして。

予定されている議事内容を参照しますと、特段非公開とするには及ばないと思われまので、既に傍聴者の方には入場していただいているところですが、特にご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野村主査】 どうもありがとうございます。

それでは、本日の議事は公開ということで、傍聴者の方にはそのまま傍聴いただくことにいたします。

まず、事務局から配布資料の確認をお願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 配布資料の確認を行います。

議事次第の下半分をごらんください。

まず、資料1といたしまして、平井様のご発表用資料として「出版の現在」と題する資料をお配りしております。また、資料2といたしまして、石井様のご発表用資料として「デジタルネットワーク時代の新しいサービスと課題」と題する資料を、さらに、資料3-1及び3-2といたしまして、千葉様のご発表用資料である「フジテレビのネット配信について」及び「不正流通について」と題する資料をそれぞれお配りしております。

なお、その他に参考資料1といたしまして「知的財産推進計画2010骨子(概要)」を、参考資料2といたしまして、同計画の骨子本体をお配りしております。

配布資料については、以上でございます。落丁等ございます場合には、お近くの事務局員までお声がけください。

【野村主査】 それでは、早速議事に入りますが、本日は、筑摩書房の平井様をお招きして出版の現在についてご発表いただき、また、日本放送協会から石井様及び梶原様、フジテレビジョン千葉様及び前川様をお招きし、石井様からは、デジタルネットワーク時代の新しいサービスと課題について、千葉様からは、フジテレビ・オン・デマンドでの番組のネット配信等について、それぞれご発表いただくことになっております。

また、ご発表いただいた後に意見交換等を行いたいと思います。

まず、平井様よりご発表いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【平井氏】 平井でございます。

本日は貴重なお時間を賜り、どうもありがとうございます。

今日は私、所属企業であるとか参加組織であるとかを離れて、個人の立場で意見を述べさせていただこうと思っております。とはいえ、細部は別として、大枠は出版界の総意に沿ったものになると考えております。

では、お手元の資料を1枚めくっていただきまして、最初に、出版界の現況を多少なりともご説明したいと存じます。

現在、出版社数は約4,000社、推定売上金額が2兆円、推定販売部数が34億冊です。これは現在、行われております、いわゆる3省合同デジ懇での参考資料から引かせていただきました。

さらに、参考データということで、ある中古書店の年間の販売部数、公共図書館及び大学図書館での貸出冊数が出ております。この公共図書館の貸出冊数が、その上の欄に示された書籍の年間売り上げにまことに近い数字になっているというのが、ちょっとおもしろいところかなと感じております。

その下のスライドに、ここ25年間の売上推移をグラフにしてみました。1996年をピークにして、昨年 2009年の段階で金額として27%減少したことになっております。他の多くの国内企業が、バブルが崩壊した1990年頃をピークに、それから上がったたり下がったりを繰り返しながら推移しているのに対して、出版は、1996年をピークにずっと下がりっ放しという状況が見てとれるわけです。

さらに1枚めくっていただきまして、次に、出版物のうち書籍に関してのここ15年の動きを表してみました。

年間の総流通量は、15億830万冊から12億7,386万冊へと下がっております。これは流通量ですので在庫、返品と市場を行ったり来たりする総量なわけですが、金額ベースでいくと1兆7,685億4,000万円から1兆4,303億9,000万円と下落しております。

一方で、新刊は6万1,302冊から7万8,555冊と確実に増加しております、出版物の多様性は、マーケットが狭まっているにもかかわらず、しっかりと確保されている状況です。

平均価格にしましても、1,146円と、ここ15年間ほぼ横ばいで推移しております。

では、こうした豊かな新刊活動を支えている出版社の実態がどうなっているかと申しますと、その下の枠にありますように、新刊点数が年間3点までの出版社が社数にして五十数%と、半分以上を占めております。年間100冊以上を刊行する出版社は、10%にも満たないというのが実態です。

実はその横のグラフにありますように、従業員数10名以下の出版社が半数を超えているという実態があります。100名以下で見ても、4分の3を超えている状況です。日本の他のメディアが比較的大きな企業で構成されているのに対して、出版業はいかに小さな組織に支えられているかが見てとれると思います。これは他の先進国と比べても、かなり稀有な状況にあります。

1枚めくっていただきます。

一方で、出版界は単純に印刷された出版物を販売するというだけで成り立っているわけではありまして、広告収入ですとかライセンスビジネスですとか、教育産業にも深く関与しております。ただし、広告は、ネットを除いた他のすべてのメディアと同じように漸次減少傾向にあり、特に2008年から2009年の落ち込みは非常に大きく、他のレガシーメディアの皆さんと同様な状況になっております。

ライセンスも、一時よりはかなり広がってきておりますが、これはどうしてもクールジャパンと呼ばれるようなコンテンツに集中しておりますので、こういったコンテンツを扱っている出版社はせいぜい20社から30社というところですので、全体に対する寄与はそれほどでもないところです。

教育産業は、通信教育その他、様々な態様で行われてきたわけですが、こういった分野も、少子化によって市場が縮小しているということです。

こうした日本の状況が他の先進国と比較してどうかというところを、その次のスライドで見えております。

国によって産業統計のとり方がまちまちですので、単純比較はできませんが、マーケットの点で見ると、人口規模が大きな米国がやはりこの中では一番大きい。特徴的なのは、英国の総出版点数。年間13万3,224点、これだけの新刊が出ている。なにしろ、世界じゅうに英語読者がおりますので、

次にドイツ、フランスと並べておりますが、これらを見て感じますのは、日本の出版物はかなり安く設定されているということです。

概況はこの辺にいたしまして、次に「出版社の役割」と括らせていただきましたが、我々出版社がどのようなことをしているのかを これはあくまでも一例ですが、お話しさせていただきたいとおもいます。

我々出版社の仕事は一般的には、編集者がこれだと思う著者の先生方に執筆をお願いするところから始まります。当然のことながらその前の段階から様々なリサーチや研究を行っていま

す。その上で、執筆に必要な資料の収集や取材への同行、あるいは転載物や引用に関する原典確認など、さまざまなことを出版社は行っております。そして、いただいた原稿を一遍にいただくこともありますし、少しずついただくこともあります。何度も何度も読み込んで、叙述の過不足やあるいは自分の感じたことを著者にフィードバックし、そうした遣り取りの積み重ねの上で原稿が完成するわけです。

いろいろな著者の先生がいらっしゃいます。1冊書くのに5年以上を要する方もおられます。本当に、その人の人生そのものに立ち会っていると感じられることが我々出版人の誇りでもあります。

そしていただいた原稿を、用字用語の統一ですとかその他いろいろ、我々出版社は、日本語を守るという立場からも一定以上のチェックをいたしまして、組方指定ですね、読者の方が読みやすいように、その本の価値が最も伝わりやすいように版面を構成します。写真や挿画の手配も行い、それから入稿というふうに作業が進むわけです。

原稿はこうして時間と労力をかけてゲラとなり、ゲラは校閲者によってチェックされます。ここで細かい事実関係の調査や字形の確認等が行われるわけです。各種権利処理等も発生します。もちろん著作権もありますし、肖像権やその他もろもろ、加えてプライバシーや人権差別問題ですとかいろいろなチェックポイントがございます。許諾が必要な場合は権利者探しから行う。出版社の非常に大きな仕事の一つです。その上でいろいろな作業をさらに加えて、本が上がる。

下の枠にいきまして、本ができたならできたでできる前からですが、類似作品の調査や書店ニーズの把握など、最適な形で、必要な読者の所へ過不足なく届くようにマーケティングを行った上で、全国に配本を行い、宣伝を行う。

刊行後も、書誌情報の整備を行って、必要なメディアへはパブリシティを行います。できれば、より多くの売り上げを獲得するための重版決定等も行います。重版する際には、刊行後に必要となった訂正をできるかぎり反映するというのもやっております。

作品によっては、各賞への推薦、ノミネート等も大きな仕事の一つです。

それ以降は、本というのは非常にライフサイクルが長い商品ですので、場合によっては10年、20年とそのまま読み続けられるものも珍しくありません。ですから在庫管理が必要です。

この在庫というのは、出版社をメーカーという点から見ると、これは課税対象なわけです。大きな在庫を持つとそれだけ課税されてしまいますので、適正な在庫になるよう調整をする。

それ以外にも、本はいろいろな形で二次使用がなされます。映像化であったり海外での翻訳

であったり、あるいは入試などの問題に使われたり、長年にわたって様々な形で二次使用がなされておりますので、そういったものへの対応も多くの場合出版社が窓口になって行っております。

以上はあくまでも一例です。中には連載から本になるものがあったり、既発表作品を集めて1冊の本にしたり。こういった場合でも、必ず著者の先生方による大幅な加筆訂正が入ります。そういったことの積み重ねで本ができているとお考えください。

次に、ノンプルナンバー12のスライドにありますように、商業出版物を暫定的に分類してみました。

今、ご紹介した例は、この中の一般書と、一部の専門書でのごく一例と考えてください。それ以外のジャンルでは、またそのジャンルなりの仕事が発生いたします。

そういった諸々を勘案して、出版社の機能というのは何なのかということをお大雑把ですが、下の枠に書かせていただきました。

まずは才能の発見。例えば、多くの出版社は新人文学賞等いろいろな投稿型の仕組みをつくりまして、新しい著者の発見に努めております。あるいはいろいろな学会誌に目を通し、専門ジャンルでの若い才能を求めております。と同時に、その著作者との対話を通じて、1冊の本をつくるだけではなくて、物語のつくり方、研究の方向等までも相談に乗るということをやっております。

それ以外にも、著者の先生方には作品の執筆に専念していただきたいということがありますので、さまざまな法令の確認、先ほど申し上げましたように著作権法だけではなくていろいろなもの、あと裁判例などもありますし、その本に傷がつかないようにきちんと確認すべきことを出版社が確認する。同時に、権利処理も出版社が行う。

この権利処理、出版社には権利者的な側面もあると我々は思っているんですが、実は日本で最大の著作権の利用者でもあると思います。そういった意味でも、この権利処理というのは本当に日常的な仕事として、1冊の本に関して10や20の権利処理が発生すると考えていただいて構わないと思います。

それから、紛争の解決。本が出ると、いろいろなところで実にいろいろな話がなされます。出版物というのは、かなり思想信条に則したものでありますので、それだけ第三者との軋轢も多いものになる。これはもう運命的にそういうものであると考えております。したがって、どうしてもいろいろな揉め事が起こるわけですね。これ、著者の先生方を矢面に立たせるわけにはいかない。やはりこれは出版社が一種のファイヤーウォールとして、いろいろなことから先

生方を守るといった機能も果たしていかなければならないと考えております。

と同時に、対外窓口機能ですね。こういう時代でありますから、先生方の居住地等は公開できません。簡単な問い合わせやインタビューの依頼、こういったさまざまなことに関して、とりあえずは出版社が窓口となる。中には先生に危害を加えかねないといった場合もないとは言えないので、慎重に行っております。

著者の先生にかかわるところ以外としては、研究成果の集成。さまざまなジャンルでさまざまな研究が行われているわけですが、それらはばらばらに行われていることが多い。ある程度、学会の内部でまとまりがある程度で、それをさらに超えて大きな研究を集成するという機能が出版社にはあります。

さらに、最終テキストの確定ですね。著者の先生が作品を書きました。これが何度か重版されたり、あるいはいろいろなパッケージになったりすることによって、内容が若干ずつ異なる場合があります。単純な誤植の場合もありますし、訂正の場合もあります。では、何を最終的なテキストとするのか、これは出版社のみが負っている機能と言っても差し支えないと思います。

読者に対しては、その作品のフィルタリング。情報の海で溺れるといわれる状況になりますと、どれがまともな情報で、どれが信用できる情報か、なかなか判断が難しくなるわけですね。そうした事態に対してして「こういう名前の出版社からパブリッシュされている」ということが一種のフィルターになり、さらに先生方に対するオーソライズにもなっているのかなと考えております。

1枚めくっていただきまして、こうした出版界を支えている、メンバーを挙げさせていただきます。

次に出版物のデジタル化に関して。今年はどうもこちらが旬だと言うことですので、若干触れさせていただきます。

実は日本の出版界というのは、デジタル化に対する取組は世界で最も長いと言って差し支えないと思います。1980年代、日本を代表する辞書の1つである広辞苑は既にCD-ROMとしてパソコンにバンドルされていました。

1997年には、パソコン通信向けに光文社さんが電子書店をオープンします。1997年というと、まだまだブロードバンド環境も整備されておりませんし、全面的にウェブという時代ではなかった。これはたしかNIFTY-Serveだったと思います。

それから、2000年には文芸・エンターテイメント系の出版社8社が集まりまして、電子文庫

パブリがサービスインしました。ここから本格的に出版社主体の電子書籍ビジネスが日本で始まったということになるのかなと考えております。

そのころ、新潮社さんが2002年に携帯で連載サイトを始め、角川書店さんも2003年に携帯で独自のサービスを開始されています。各キャリアを通じた大々的な電子書籍の携帯配信は、2003年からです。

このころになりますと、ようやく日本のブロードバンド環境が普通になってまいりましたので、文芸系だけではなくて、コミックの配信も始まっております。そこで、2004年にはソニーさんがLIBRIé、松下電産さんが Bookという専用端末を発表しております。残念ながら日本では、結果としては失敗に終わったビジネスですが、ソニーさんのLIBRIéは、米国でSony Readerという形で発売されて現在に至っております、後述しますKindleのライバルとして最有力のものとなっております。

2006年には携帯コミック市場が100億円に到達します。と同時に、この頃になりますと携帯上の電子書籍販売サイトが数百に上り、それと出版社が個別取引をするのはなかなか難しいということで、電子書籍の取次店ができてきます。リアル本と同じように、電子に関しても2社の大きな取次店に、我々に代わっているいろいろな物流を引き受けてもらっているところでございます。

2008年には、iPhone 3 Gが国内発売。

今年に入って、日本電子書籍出版社協会という一般社団法人を我々は立ち上げたところでございます。

以上が簡単な経緯ですけれども、次に電子書籍の特性を並べてみました。

これはインプレスR & Dさんの統計ですが、2008年には464億円の売り上げ。対前年比131%です。急激な市場拡大をしております。この464億円と申しますのは、Kindleがブレイクしているだの何だのと騒がれているアメリカの市場の倍です。日本は世界でも圧倒的な市場規模を誇る電子書籍マーケットを既に持っております。

一方、その内容としましては、デバイスとしては携帯が402億円、PCが62億円、コンテンツ種別としてはコミックが350億円、文芸 活字物が60億円、写真集、これは主にアイドル写真集ですが、53億円という内訳になっており、その推定タイトル数は15万タイトルとされております。この「推定」と申しますのは、デバイスごとにタイトルに対するファイルの分割方式等がまちまちになっており、通信方式などキャリアさんによっても制約が違いますので、どれをもって1タイトルとするのか、なかなか判断が難しいところなのですが、とりあえず我々

現場における了解としては、ただいま15万タイトルぐらいかなというところであります。

今年3月末の統計によりますと、3キャリアの公式サイト数だけで有に1,000を超えている状態であり、携帯における電子書籍へのアクセスの容易性というのは十分に確保されていると考えています。

続けて、ユーザーのプロフィールを簡単に書いておりますので、参考にしてください。

電子書籍には、普通の本にはないさまざまな、別の留意点であるとか、そういった編集上の作業がたくさんあるということを、次の枠に書かせていただきました。

さらに次のスライドでは電子書籍以外の電子出版ジャンルも既に、ある意味では電子書籍よりもっとも大きな広がりを持って進められているということを書かせていただきました。

もう一枚めくっていただきまして、スライドのノンブルナンバー20になります。

海外では、これはもう皆さんいろいろなメディアを通じてご存じのとおり、今年はかなり大きなトピックになっております。とはいえ、米国あたりではまだこの二、三年のことですので、我々の10年以上の積み重ねに比べるとまだまだかなと自負しております。

それよりも大きいのは、「大規模デジタル化の行方」と書かせていただきましたが、下の枠です。

Googleの訴訟ですが、今、和解案がどうなるか、みんな固唾を呑んで待っているところであります。これは非常に悲しいことなのですが、我々日本の出版社は、権利者ではないがゆえに訴訟の当事者になれなかった。実際に我々はそれほど大きなコミットをする法的な権限は何も持っていなかったという忸怩たる思いをいたしました。

それから、国立国会図書館。ご存じのように、127億円の予算で約90万冊、既にデジタル化済みのものを含めて90万冊の蔵書が電子化される。但し、納本制度によって国会図書館さんと出版界というのは、かなり以前から連絡を密にできておりましたので、この利用方法に関しては、我々にもそれなりの意見は聞いていただいているところであります。

これ以降、今日のメインのテーマとさせていただきたいのですが、出版社の権利に関して幾つかお話をさせていただきます。

まず、現行法においては、著作権というものがございます。ただ、著作権というのは、良くも悪くも1970年の現行法施行当時の現実を反映したものです。著作権というのは権利ではありますが、著者の先生に設定されて初めて生じる権利。かなり契約に近い権利であるわけです。

また、これは著作権者の方々の権利が一部我々に移転されるようなものでありますので、これによって権利の総体が増えるわけではないということ。それから、もちろんこれは印刷に類

する方法に限られておりますので、デジタル利用には全く影響を与えません。このような著作権だけでは、残念ながら出版界は、この時代には対応できないと言わざるを得ないところであります。

では、海外ではどうなっているかと申しますと、イギリスでは、出版物は「印刷配列」という著作物として保護されます。ただし、保護期間は短くて、これができた当時の英国の著作権の半分、当時はまだ50年でしたから、その半分の25年が与えられております。

ドイツでは、保護期間を満了した作品であるとか著作物でないようなものでも、学術的な研究成果であったりするものに関しては「学術的刊行物」という著作物として保護されます。

これをわかりやすく言うと、例えば、筑摩書房は昨年「宮澤賢治全集」を20年近くかかってようやく完結させました。この「宮澤賢治全集」というのは 確か4度目ぐらいの編纂だだと思いますけれども、20年ごとに新規の発見や研究成果を入れて、新しい全集を20年かけてつくるといって出版活動なのですが、ご存じのように、宮澤賢治は著作権の保護期間が切れてしまっています。20年かけて刊行したその1冊は、1カ月たつとフリーテキストとしてインターネットに流出する。しかしながら、これは著作権が切れているので我々は何も文句の言いようがないという状況なわけです。我々の労力は全く認められていない。

ドイツには、もう一つ。「遺作著作物」と申しまして、保護期間が切れた後に初めて公表されたものについても保護されております。これらの保護期間はイギリスと同じように、25年です。

次にこの間、日本ではそういったことに対してどのような検討がされてきたかということを書かせていただきました。以前の著作権審議会に第8小委員会というのがございました。1985年7月の著作権審議会で設置が決定されて1985年9月に第1回の会議が開催され、それから1999年6月までに45回開催されて、報告書が提出されております。

その内容は、1枚めくっていただきまして、まず、出版者の出版行為というのは非常に重要なものである。にもかかわらず、複写・コピーなどによって著作権では対応できないような利用が多数なされている。これが出版活動に対して大きなマイナスをもたらしているという認識のもとに、出版者に権利を付与すべきという結論が出されております。

細かいことはここに書いてあるとおりですので、お読みいただければと思いますが、つまり、出版者も他の隣接権者と同じように、出版物の伝達者としての仕事をしっかりやっている、これは日本の文化にとって非常に有益であるからして、出版者が刊行したものをフリーライドされるようなことは、あってはならないというものであります。

その中で、一部電子出版に触れられております。当時はまだインターネット以前。1990年というところ、一般にWindows95以降をインターネット時代と考えられていますから、まだ日本にネット社会が成立していない段階です。にもかかわらず電子出版に対して、当時は専らCD-ROMなどを念頭に置いて考えられたようですが、これは「将来の課題として検討しなければならない」と結論されております。

しかしながら、結局この年は、この小委員会から著作権審議会に上げられたところで幾つかの反対があって、総意としてまとまらなかったということで、いまだ棚上げにされているのが現実でございます。

それから既に20年がたったわけです。この間、何が起こったか、ご存じのようにデジタルネットワーク社会は20年前にはどうも考えられなかったほどの規模と質を保つに至りました。この現実、コンテンツにとっては功罪相半ばするということでしょうか。

「その後の20年」というスライドはあくまでも私見ではありますが、こういった現在の状況をまとめてみたものです。

1枚めくっていただきまして。一方、この20年の間に出版物の二次利用が非常な勢いで拡大してまいりました。日本のコンテンツは、コミックは世界じゅうに受け入れられ、あるいは活字コンテンツもアジアではかなりたくさん翻訳されるようになってきております。加えて映像その他による原作使用も、広く利用されております。出版社は、それらの手続きを著者の先生方のお手伝いをする形でやらせていただいているわけですが、条件交渉だとか、各国あるいは業界別の慣習や相場観も把握しながら、これを20年間続けてきているわけです。

そこで我々が留意しているのは、ただ単に金額の問題ではなくて、作品のイメージを傷つけないこと。それらが翻訳された国で、その作品がよりよいイメージで需要されることに心を砕きながら続けております。

ほかにも朗読や障害者支援など、基本的には推進すべきと思っておりますが、規模や方法においては必ずしも非営利の善意とは言い難いものもありますので、その辺のボーダーのつけ方なども、かなりシビアに考えながらやっております。

また、当然のことではありますが、ここ最近はウェブ利用も増えてきております。このウェブ利用の多くは、一般ユーザーに対する許諾行為になりますので、これはかなり雑多です。専門家に対する許諾というのは、ある程度ルールをわかった上で行っている方々ばかりですが、一般ユーザーの方はほとんどの場合、あまりルールをご存じないので、そういった方々に手取り足取り教えてあげながら許諾行為を行っております。

それから、侵害行為もかなり出てきておりますので、それを防止、摘発、あるいは中止要請ですとか、場合によっては法的解決というようなことも著作権者の方々と相談しながらやっているところであります。

さらに、今やっている、10年間やってきた電子書籍。そもそも出版社が電子書籍を始めた大きな理由の1つに、第三者による勝手な電子化というのがございました。そういった第三者によるフリーライドを防ぐために、我々は赤字ながらも続けてきたところであります。

現在はさらに大きなビジネスに発展させるためのビジネスモデルを確立するために、それなりに大きな資本投下、人材投下を行っているところでございます。

こういったことを行う上において、さまざまな課題があります。先ほど軽く触れましたけれども、どんな本で、ただ単純に著者の先生だけではなくて、多くの権利者の方々が介在しております。装丁家であったり解説を寄せてくださった先生であったり、あるいはいろいろな挿画、イラスト類の関係の方々。他にも、歌詞を転載させていただいた場合にはJASRACさんにきちんと許諾をいただいているわけですし、いろいろな転載行為に関して必ずそれなりの処理をしているわけです。あるいは著作権を離れてのいろいろな事情も介在いたします。結果として、それらをきちんと把握しているのは、その本を刊行した出版社だけなわけです。したがって、これを簡単に事情がわからない他の人をお願いして「これに必要な許諾を取っておいてね」とか「電子化、どうぞやってください」というわけにもなかなかいかないのが実態なわけです。

一方、そういうことでありながら、侵害を受けた場合には、出版社は当事者適格がないわけです。これはもう権利がないのですから、どうしようもありません。一方で、逆に訴えられるときは必ず出版社も一緒に訴えられます。著作権侵害だけでなく、プライバシー侵害その他、何でもかんでも出版社と一緒に訴えられて、差止命令が出されたりして、何と申しますか、司法の判断によっては賠償金を支払わなければならないこともありますし、差止命令が出されただけでもかなりの経済的損失です。

こういった現実がある中でも何とか出版物をより積極的に展開していくためには、やはり出版社がプロデューサー機能を果たすしかないのではないかと、ここ10年間ずっと続けてきて、思うわけです。ただし、そのプロデューサー機能を持とうとしても、固有の権利が何もないわけですから、メインのプレイヤーとしてはなかなか動けない。相手がメインのプレイヤーとして認めてくれないというのが実態でありまして、この権利なき義務、自由なき責任というところで我々は大きなジレンマに置かれております。

このことだけが原因ではありませんけれども、冒頭に見ていただきましたように、出版産業自体がかなり厳しい状況、「本当にもたない」というぐらいのところまで来ております。もし国民一般の皆様がそれでよいとするのなら、それはもう仕方ありません。しかしながら、大きさに言えばこの国から出版文化が消えてしまうかもしれないというところまで勘案した上で、できれば我々のことも少しは考えていただければと考えておるところです。

そうした場合、幾つかの選択肢がございます。例えば著作権の拡大ですとか、信託譲渡契約ですとかありますが、それぞれなかなか難しいわけですね。著作権ですとか第三者許諾ができない　ということは、出版社が第三者とライセンス契約が結びにくいということです。あるいは、信託譲渡契約をやればよいという専門家の方もいらっしゃいますけれども、それは出版社に言わないで著者の先生方を説得した上で言ってくださいという感じですよ。そんな簡単に結んでいただければ苦勞はありません。仮に結んでもらったとしても、出版物全体の権利の総量が増えるわけではないので、出版界が危ないことに関しては何の利益ももたらさないのかなということがあります。

一方で、著作隣接権でありますと、まず、著作権者の権利を減じることはありません。著作権者の皆様の権利はそのままで、我々に別の権利が発生するということです。同時に、保護期間内の著作物以外のものでもフリーライドを防ぐことができます。さらに、固有の権利ですから、当然として、可能な分野に関しては、自らの意思でいろいろな行動ができる。

もちろん、訴権を持つということですから、著作者の先生がなかなか前に出たがらない場合でも、我々が表だって裁判を起こすこともできますし、恐らくGoogleブック検索和解の問題に関しても、出版社が先頭に立っているいろいろな活動ができたのではないかと思います。

その著作隣接権の内容は、どういったところか、書かせていただきました。あくまでもこれは試案であり、一方で私案でもあります。

まず保護対象として、出版物の組版面。これは当時、第8小委員会でも考えられていた組版面に係る権利ですね。当時は固定された製版面という感じでありましたが、もうこういうデジタルの時代ですので、組版面というのは物理的製版面ではなく、デジタル上で作成されるわけです。ですから、それによって固定された組版面と、それを生成するためのデータ及びその完成途上にあるデータとしての出版物の組版面。それに加えて出版物として本の形になったもの自体の権利。これは従来の出版物と、ただいま申し上げた組版面生成データを利用して作成された電子出版物、これを対象にするのがよいのではないかと。著作者の先生方の権利に抵触することなく、我々が果たしてきた役割を最低限満たすのが、こういったところではないかと考え

ています。

それから、対象ごとに保護内容は異なるのかなと考えておまして、固定された組版面にあっては、スキャナーでの取り込みをここでは含みますが、複製権のうち複写による行為のみ。それから、従来の出版物、紙の本ですね にあっては、譲渡権と貸与権。組版面のデータと電子出版物にあっては、これも複製権のうち電子的、磁氣的または光学的手段による複製及び公衆送信権、送信可能化権、譲渡権、貸与権というふうなところを考えております。

保護期間に関しては、レコード作者の皆さんと同等がふさわしいかと考えております。ただし、その適用ですけれども、1990年に第8小委員会の報告が出てから20年たちますので、若干の遡及適用はやっていただきたい。そうでなければ、例えばGoogleブック検索訴訟のような事態に対して我々は訴訟適格を持ってません。ある程度、過去に遡っていただかないと、これからの新刊のみということになりますと、大規模なフリーライドへの対抗はできないことになってしまいます。

権利の行使は、基本は許諾権だと考えております。ですが、利用の態様によっては一部報酬請求権という規定も成り立ち得るのかなと。例えば、これはレコード作者の貸与権といったように、場合によってはそういうこともあるのかなと思います。

許諾権は基本ですが、実際の運用は、集中処理による報酬請求権的仕組み、音楽著作権のような形を目指そうと考えております。

制限規定に関しても、レコード作者の皆さんと同じでいいのかなという、これは本当にざっくりとした試案であります。この試案の前提として、著作権は現状のまま手をつけないという、本当に暫定的なものです。

もし仮にこういった形で我々に著作隣接権が与えられて、著作隣接権者になったとすると、最後のページになりますが、その上の枠に書いたようなことをやらせていただきます。

まずはコンテンツの多チャンネルでの展開です。せっかく著者の先生方が命を削って作り出された作品ですから、著者の先生方が望む限り、あらゆる方向に対して、あらゆる読者に向けて、時代に合った展開をさせていただきたいと思います。もちろん、そのためには利用ルールやガイドラインの策定も行います。文藝家協会さんとは新しい出版契約を考え直そうということでお約束しております。間もなく試案をお持ちして、そういったご相談を始めさせていただこうかなと思っております。

さらに、集中管理機構の設立です。各社がばらばらにやるということであると利用者の皆さんが非常に大変でしょうから、その辺は、集中管理機構を設立してワンストップサービスを実

現していきたいと考えております。出版界による集中管理システムは、出版者著作権管理機構、通称 J C O P Y と出版物貸与権管理センター、この2つの団体が既に機能しておりまして、J C O P Y に関しては2010年3月末の年間実績として7億4,200万円、貸与権管理センターに関しては2009年1年間で13億714万円を許諾料として既に徴収しているところであります。

以上になりますけれども、我々出版者にとって固有の権利というのは、第8小委員会が報告書をまとめてからでも20年、その前のプロセスまで含めると30年近い期間におよぶ悲願であります。出版界は現在、本当に厳しい状況にあります。一方でまたさまざまな可能性も見えてきた時であります。ぜひこの段階で皆様のご協力をいただいて、我々も権利者の1人として、この小委員会のメンバーとして参加できるような立場になれるよう、ご協力をいただきたいと考えております。

どうもありがとうございました。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

続きまして、日本放送協会の石井様及びフジテレビジョンの千葉様よりご発表をいただきたいと思っております。

【石井氏】 N H K の石井でございます。

しばらくお時間をちょうだいして、まず、N H K の最近の、特にデジタルネットワークサービスについてご説明した後に、そこから浮かび上がってくる課題を幾つかご紹介したいと思っております。

お手元のペーパーを1枚めくっていただきますと、基本的な考え方として、これは平成20年10月にN H K が公表いたしました、平成21年度から23年度までの経営計画に書かれていることの1つでございます。放送・通信融合時代の新しいサービスで公共放送の役割を果たします、そしてN H K コンテンツの社会還元を行っていきますということですが、幾つかのサービスを例示させていただいております。

1つが、N H K オンデマンド。これは予定どおり平成20年12月に開始させていただきました。これは受信料とは別の、有料のサービスでございます。

もう一つ、それとは別に、いつでも、どこでも、もっと身近にいろいろなチャンネルでということで、「3 - Screens」3つのチャンネルと書いてありますが、テレビ、パソコン、携帯端末など、これにこだわることなく、「3」というのは一つの例で「いろいろな形で」ということになろうかと思っておりますが、例えば緊急災害報道と連動するとか、教育番組に連動してさまざまなデジタル教育コンテンツを提供していく、そういうようなことを考えていく、そして、

さまざまなメディアで人と人、社会を結ぶ公共の広場の役割を果たしていく、そういうことを考えているわけでございます。

1枚めくっていただきますと、この「3 - Screens」の一つの例でございます。同じく経営計画から引っ張ってまいりましたが、例えば緊急災害の場合といたしましては、テレビでいろいろな報道をさせていただいておりますが、それと同時に、パソコンでありますとか携帯端末に向けて、より皆さんのお役に立てる情報を提供していくといったことを考えて、実際にいろいろやっております。

その他に、例えばNHKのウェブ上では、デジタル教材を数千の単位で、二、三分のビデオクリップで提供させていただいたりしております。

1枚めくっていただきまして、最近いろいろ話題になっておりますNHKオンデマンドでございます。大きく分けて3種類のサービスがありまして、1つが見逃し番組サービス、もう一つが過去の特選ライブラリー、そしてもう一つがニュースとなっております。見逃し番組につきましては、1カ月見放題945円というパックを用意させていただいております。特選ライブラリーについては100円ないし300円で視聴いただいております。

見逃し番組ですと、昨年度、7,000番組以上提供させていただいております。数えまじたら、私どもが昨年1年間で保存した番組数が一万七、八千でございますので、かなりの番組がここでもう既に提供されていることになろうかと思えます。

実際にどのような番組が見られているのか、簡単に表にしておきました。

まず左側、見逃し番組ですけれども、紅白が圧倒的でございます。その次がドラマ。大河ドラマ、それから11番目にスペシャルドラマ「坂の上の雲」こういうものが続いております。「プラタモリ」がおもしろいですね。その次に「NHKスペシャル」これはネットならではの気もしますけれども、例えばリーマン予想、その他に、ポアンカレ予想というのかなり見られております。それから、ちょうど政権交代がありましたので永田町のお話ですとか、マイケル・ジャクソン、フィギュアといったような時代をとらえたものもございまして。37番の衛星第1から後は、それぞれのチャンネルのトップになっているものを書かせていただいております。放送と同じものもあれば、やや傾向の違うものもあります。

なお、参考までに下のほうの番組、1,000位以下、ちょっと名誉の問題がありますので番組名は省かせていただきますが、大体このような数字になっております。100ビューぐらいになってきますと採算的にはかなり苦しいものがある、必ずしも上げたらすべて見られているわけではないということがわかりいただけるかと思えます。

右側の特選ライブラリー、過去番組でございますけれども、実はこれ、1位から11位まで無料のお試し番組が上位を占めております。有料でご提供させていただいたものとしては、12位の「ハゲタカ」がトップに来ております。あと20位以下、「NHKスペシャル」ですね、このようなものが上位に並んでいて、こちら辺はNHKならではの番組と言えるのではないかと思います。それから下のほう、43位に松本清張の昔のドラマがありますけれども、「ステージ101」「N特 永平寺」「新日本紀行」など、これはいかにもアーカイブらしい番組だと言えるのではないかと思います。

これも下のほうになりますと、例えば2,000位ですと大体100ビュー程度ですとか、こうなりますと採算的にもかなり苦しいものがございます、なぜもっと配信しないのだ、という話もありますけれども、実際には、オンデマンドで提供するには手間ひまがかかります。そういう問題もあろうかと思います。

1枚めくっていただきますと、NHKオンデマンドの権利処理を簡単にフローにしておきました。

一般に、権利処理と言いますと終わりの2段階といいますか、権利者団体への申請ですとか、権利台帳を作成してお支払いをするというところがクローズアップされますが、そこに至るまでにいろいろな作業がございます。

まず、権利情報の確認がございます。これもデータベース化の努力はしておりますけれども、時間がたちますとどうしても転居されたり、あるいは事務所を移ったりされる方もいらっしゃいます。多い番組ですと、1つの番組当たり優に100件は超える権利情報がございます。そういうものを確認していきます。

その次に、番組の試写です。権利情報以外にも、例えば人権・プライバシーの問題とか、時間の経過とともにいろいろと条件の変わってくるものがございます。ちょっと注意しなければならなかった例としましては、昔の大河ドラマで雷のシーンがあったのですが、これを今の基準に照らしますと、光点滅が一時話題になりましたが、そのガイドラインに引っかかってしまうのではないかと、そのような細かい問題までございますので、皆様に提供する前に、ここでどうしてもすべて試写するということが起こってまいります。

その後は、権利者団体あるいは著作権管理団体のあるものは一括して申請ということになります。そうでないものは、個別に話し合いをさせていただくことになります。個別交渉の場合ですと、許諾を得られない、あるいは権利のルールがまだできていないということもありますので、権利処理コスト的にもかさんでくるといった現状でございます。

これがNHKオンデマンドのざっくりとした現状でございます。

ここで申し上げましたのは過去番組、特選ライブラリーでございますが、見逃し番組については、番組制作時に番組制作の許諾をいただいて権料を支払うと同時に、NHKオンデマンドの権利処理も行いますので、これとは若干異なるといいますが、これよりは簡素化された形で行えるようになっていきます。

以上、NHKの経営計画に出ました2つの例で申し上げましたが、その他にもNHKは膨大なアーカイブ資産を持っておりますので、その活用例ということで、2つ挙げさせていただいております。

1つが、NHKクリエイティブ・ライブラリーでございます。

これは一般の視聴者の方を対象に、NHKの素材の中から原則としてNHK以外の権利者に関係ないもの、NHKのみの権利で何とかなるものを1分から3分程度のビデオクリップにいたしまして、それをウェブ上で提供する。そして、ユーザーの方はそれを自由にダウンロードして、他の素材と組み合わせたりして新しい作品をつくって、いろいろな動画投稿サイトなどにも投稿していただくことができるということで、基本的に非営利目的、非商用目的でしたら自由に使っていただくというところで行っているサービスでございます。

「素材ダウンロード」のところに書いてありますけれども、ダウンロード時に利用許諾条項に承諾していただくことになっております。この許諾条項はクリエイティブ・コモンズの規定などを参考にさせていただきましたが、非営利限定であることを前提に、あとは著作者名を表示するとか、名誉を害さないというところが主になっておりまして、商業用利用とは一味違った、どちらかというところと人格権的な要素の強い利用許諾契約となっているのではないかと思います。

もう一つ、アーカイブスの学術利用の例を挙げさせていただいております。

これはNHKが持っておりますアーカイブス、番組ですと70万以上に上りますけれども、それをなるべく著作権法に抵触しないといいますが、あるいは権利者団体、管理団体との契約と直接触れないような範囲でできるだけ提供することができないか。一方で、アーカイブスというものは貴重な文化資産、社会資産でもありますので、それを学術研究目的で利用したいという要望も非常に多うございましたので、一定数の研究、年間5件から10件程度にとどまっておりますけれども、それを公募いたしまして、その人に限って、出社いただいて建物の中で、外には絶対出ないように配慮した上で、アーカイブスを研究にお使いいただいて、その後、論文に書いていただくというものでございます。

著作権法的にいいますと、公衆送信であるとか公衆への上演、上映には当たらないという形での利用ということで、配慮させていただいております。ただ、そうは申しましてでも人権とかプライバシー上の問題は残っておりますが、そういうことをトライアルとして、現在、進めております。

最後に、課題の解決に向けてということでございます。

ここはNHKの意見というよりは、それぞれのサービスをやっております担当者の気持ちといいですか、つぶやきといいですか、そういうようなことを書かせていただきました。

まず、課題でございます。繰り返しになりますが、大量の権利処理、許諾を得ることが必要になってまいります。それから、不明権利者の発生というのは、どれだけデータベースを整理しても不可避であります。長い年月の間には、転居されたり、お亡くなりになったりということもあります。

その次、事業者間の利害調整につきましては、隣に平井さんがいらっしゃるところで申し上げにくいのですが、例えばこの1年の大きな課題としては、権利者団体、著作権管理団体とのルールはある程度できてきましたけれども、そうではない、例えば出版社さんとのルールをどうつくっていくのか、あるいは映画会社さんとのルールをどうつくっていくのか。そういう事業者の方は、その方々なりにネット展開というものを考えていらっしゃると思いますので、そういうところとの調整を図っていく必要が出てきたというのが私どもの感想でございます。

もう一方で、例えばアーカイブの学術利用ですとかクリエイティブ・ライブラリーにありますように、あるいは教育コンテンツもここだと思いますが、公共目的、あるいは非商用利用というようなもの。従来の著作権法にはなかなか馴染まないところがあるかもしれませんけれども、そういうものの円滑化も考えていかなければならない局面になっているかと考えております。

それから、難しいテーマでございますけれども、放送と通信で異なる規定、ルールがございます。今、放送法の改正案は提出されておりますけれども、それに伴って著作権法をどのように変えていく必要があるのかも課題ではないかと思っております。

そして右側は、解決に向けてでございます。

1つは、権利処理ルールの整備ということで、これは関係者と申しますか、業界と申しますか、全体で体制整備を進めていかなければならないと感じております。私どももマルチユース契約を推進、あるいは権利情報データベースを一層整備していくことを考えております。

このマルチユース契約と申しますのは、「一括買い取り」などと言いますと誤解も生じます

し、そこまで契約を結ぶ必要もありませんので、例えば放送と見逃しサービスと、NHKオンデマンド、それから、例えばNHKがアーカイブスで来館者の方に見せる、そういうある程度予想される範囲をマルチユース契約という形で一括して契約を推進していこうというもので、これは専ら権利者団体に属さない人たちに有効かとも考えております。

それからもちろん、上に戻りますが、当事者によるルールづくりも進めていかなければなりませんし、集中管理の一層の推進も重要かと思えます。これにつきましては、権利者団体の方、管理団体の方に今、いろいろとご尽力いただいているところだと理解しております。

もう一つ、著作権法制度でいきますと、やはり当事者間の努力だけではなかなか進まないところもあるわけですし、これを要約してみますと「使いやすい、あるいはわかりやすい著作権制度」ということではないかと思えます。今や著作権制度は、いわゆる業界のものではなくなってきたのではないかと思います。例えば、放送と通信の融合にどのように則していくか、公共的サービスにどのように対応していくか、あるいは1月に著作権法改正がありましたけれども、不明権利者の場合の利用について、どのように、より使いやすいものにしていくかということ、今後、考えていかなければならないところだろうと思っております。

それと並行してでございますけれども、特にネットというものは国境を越えていきます。放送も国境を越えていきます。国際的な調和というものが不可欠になっております。これは流通促進と不正利用対応と両方の面から言えるのではないかと思います。

右のほうに放送連合の例として書かせていただきましたけれども、1つは、WIPOの放送機関条約に向けて、NHKもアジア太平洋法総連合 A B Uの一員として、世界の放送連合との共同歩調というような取組を続けております。それぞれ皆さん考えることは違いますけれども、いかに共通点を見出していくかが大事ではないかと思えます。

もう一つは、欧州放送連合 E B Uの提案を書かせていただきました。これは今年3月に発表されておりますが、ヨーロッパでも、一見進んでいるようで同じような悩みがある。なかなか権利処理が進まないという悩みもあるようでして、ストロングライツ・イージーアクセス

強い権利と容易なアクセスの調和を図るということで、例えば集中管理のネットへの拡大でありますとか、一種の強制許諾制度というようなものの拡大でありますとか、幾つかの提案を行っております。まだ議論は始まったばかりということですが、日本と同じような問題も抱えており、参考にすべきところもあるのではないかと考えております。

そういうことを通じまして、緑のところを書かせていただきましたが、コンテンツの提供とか情報伝達、アーカイブ資産の活用など、さまざまな分野で国民の幅広いニーズに応えられる

ための仕組みづくりが必要だと。これは2ページ目のNHKの経営計画に戻っていくわけでありませけれども、そういうふうを考えている次第でございます。

なお、下に参考文献として書いておりますけれども、著作権情報センター発行の「コピライト」にやや詳しく書いてあるものもございますので、興味のある方はご参照ください。

以上で私の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

【千葉氏】　　続きまして、フジテレビから発表いたします。資料は3 - 1と3 - 2を使いますので、お手元にご用意ください。

資料3 - 1「フジテレビのネット配信について」ということで、フジテレビでどのようにネット配信をしているのか、その概略に関してまずご説明申し上げます。

概要として、1ページの下です。

大きく分けまして、番組のネット配信と、その他映像コンテンツのネット配信となっております。ネット配信は2005年7月から既にやっております、ネット配信用につくった映像コンテンツを配信するという先駆的な段階を経まして、2008年11月から地上波放送をしたテレビ番組のネット配信が開始されました。「いつでもTVどこでもTV」という名称でございます。

2ページでございます。

では、「いつでもTVどこでもTV」はどういう構造になっているのか。1は、見逃し配信です。価格、視聴期間はここに書いてあるとおりです。それから、アーカイブ配信。これは過去の番組です。過去というのは、そのクールでやっている番組ではない、既にアーカイブに入っているものの中から選んで、権利処理をして配信していくというビジネスでございます。一応この2つが我々の「いつでもTVどこでもTV」の骨格でございます。

2008年11月以来、この2本の柱で業務を継続しておりますけれども、その中で、やはり商売に弾みをつけなければいけないということで、キャンペーンを行いました。1つ目が、「ドラマレジェンド ワンコイン祭り」ということで、いわゆる我々が過去に放送したトレンドドラマを中心に、20作品を1話100円、通常の3分の1の値段で配信したというのが第1回目のキャンペーンでございました。

次のページでございますが、それが一段落して、今度は古畑任三郎シリーズのうち配信可能なものに関して、現在、同じようなキャンペーンを仕掛けております。一番下に「古畑+わが家パック」とありますが、「わが家の歴史」という最近3夜連続で放送したドラマのことでございまして、ドラマのテイストから、多分視聴者層が似ているだろうということで、「わが家の歴史」とのパックも組んで、このようなキャンペーンを行っております。概要は、そこに書

いてあるとおりでございます。

さて、番組のラインナップ等々は今、申し上げたとおりですけれども、我々が「本店」と呼んでいるフジテレビのホームページにおいて配信しているものと、「支店」と呼んでいる提携事業者のプラットフォームにおいて配信しているもの、ビジネスの仕組みというところでは、この2つに分かれておりまして、これが2本柱になっております。この2つのビジネスチャンネルでやっておるということでございます。

最後に、権利処理です。ここに書いてある権利者の方々に権利処理をして、配信しているというのが現状でございます。

次に、資料3 - 2「不正流通について」をお手元にご用意ください。

ご案内のとおり、我々が有料で売っているものに関して、現在、ネット上ではそれを無料で見られるという状況が、残念ながら存在しております。それに関してどのような対応があって、対策が考えられるのかまとめてみましたけれども、ちょっと資料が大部にわたりまして全部を説明することはできないので、かいつまんでポイントだけ説明申し上げます。

まず、1ページの下です。

これがいわゆる動画投稿サイトです。YouTube、それからニコニコ動画等々の動画投稿サイトでございます。ごらんの図を見てわかるとおり、左側、多くのユーザーが違法動画を大量にアップロードしている。これをただ単に見るというユーザーももちろんありますけれども、現在、ネットワーク上に違法ファイルをダウンロードする仕組みが存在しておりまして、そのような仕組みを使いますと容易に動画がダウンロードできるという状況がございます。ということは、個人のPCの中に違法にダウンロードされたアーカイブができていくという状況が存在いたします。

2ページの上です。

さらに、このような違法動画を効率的に見やすくするリーチサイト、あるいはまとめサイトと呼ばれるものが存在いたします。いろいろな動画投稿サイトにリンクを張って、カテゴリー別にまとめたりして、目的の違法動画を探しやすくしたりしています。このサービスは動画投稿サイトの運営と違ってリンクを張るだけですので、大きなサーバーを用意する必要もありませんので、非常に多くのリーチサイトが存在しております。これに関しましても容易にダウンロードできる仕組みがございまして、一々動画投稿サイトで探すよりも、まとめサイトにアクセスして、それでダウンロードするというのがごく日常的に行われているということでございます。

2 ページの下に参ります。

今度は、いわゆるピア・トゥ・ピアですね。個人間の同じような不正流通に関してですけれども、まずはリアルタイムの再送信サービスです。

この図でわかるように、ピア・トゥ・ピアで接続していきますので、「1」対「不特定多数の1」という形で数珠つなぎに接続が行われて、視聴が可能になるという仕組みでございます。このサービスに関しましては、技術的な制約の少ないワンセグの波が使われることが多いと了解しております。事業者は、どのユーザーとどのユーザーを結びつけるかを事実上、コントロールしていると我々は思っております。実際にこれを可能にする機器も売られておりまして、ユーザーは機器購入代金を1回払えば、月額の使用料等はここには発生しておりません。

3 ページの上に参加します。

ピア・トゥ・ピアの2番目のものですが、この場合は最初に配信するのが事業者ですが、その後はユーザーが連なっていくという、1番目のものの変形でございます。

3 ページの下は、ある意味、非常にシンプルな形態でございますけれども、事業者が配信してユーザーは受信するのみ。ここにいらっしゃる多くの皆様は、もう知っていると思っておりますけれども、Jネットワークサービスというサービスがございまして、これに関しましては裁判が行われました。東京地裁等で司法判断が出ていますが、今の時点では上告まで行っていますので、最終的にどういう判断が出るか、まだここで申し上げることはできませんが、一応の裁判の判決は、東京地裁で去年10月23日に出しております。

少し飛ばしまして、4 ページの下です。

これもピア・トゥ・ピア型のバリエーションで、ファイル共有サービスというものでございます。これはもう詳しく説明申し上げなくていいと思いますが、要は、ファイルを共有することによって視聴が可能になるということございまして、我々も調査しましたけれども、フジテレビのコンテンツのコピーもこの仕組みを使って大量に出回っておりますので、これも問題であろうという意識を持っております。

飛ばしまして、5 ページの下です。

これはブログあるいはSNS ソーシャルネットワークサービス等を使った不正流通でございます。mixiとかアメーバブログ等が典型でございますけれども、このような簡便なツールを使って不正流通が行われております。

さらに、6 ページの上に参加します。

不正流通への対応としまして、これは比較的古典的なものですが、インターネットオ

ークションサイトに違法な複製物が出品されて、それをユーザーが購入するという仕組みでございます。これに関しましては違法流通の最初に出てきた事例でございますので、我々放送事業者も対処しております、一時下火になりましたけれども、また盛り返してきて、確信犯的に、パトロールが薄い休日とか夜間に大量の違法複製物をアップロードして、それを購入させるというような、より悪質化の方向に向かっているというような状況が報告されております。

6 ページの下に参ります。

こういうさまざまな態様の事業者に対して、我々是对応を求めるわけですが、では、どのような対応かということですね。

まず、窓口自身がない。広告出向等に関する窓口はあるけれども、削除要請のための窓口が見当たらない。広告出向窓口に削除を要請したら削除要請を受け付けないというように、なしのつづてになってしまう場合とか、削除要請は受けるけれども、非常に手間のかかる削除の仕組みを意図的にとしか思えないくらい設定して、わざと削除がしにくいようにしているといった、何というか、削除に対する対応が不十分であるという印象を持っております。

7 ページの上です。

今度は1度メール等による警告、削除要請を受け付けた後の対応ですが、受付はするけれども、一切反応しない。あるいは追加資料を請求して、結果的に削除しない。「違法でないから」という一方的な通告で削除しない。削除要請を受けたもののうち一部のみ削除する。長時間経過した後に削除する。一たん削除した上で復活させる。このような対応が目立ちます。つまりは、ここにおいては我々放送事業者が削除要請のために人、物、金を使い尽力しているわけですが、それに関して結果的に極めて不十分な対応しかしてくれない事業者が多いという印象を持っております。

7 ページの下でございます。

さて、どういうふうにしたらいいか、頭をひねってすぐに出てくるものはないのですが、技術的な解決があるとおっしゃる方もありますし、検索ツールとドッキングした削除ツール等々をいろいろな団体、いろいろな会社が開発なさっていることは存じ上げておりますけれども、結局それでは完璧ではない 　　というか、かなり不十分であるということは、今までの説明でおわかりいただけたのではないかと思います。

そもそも事業者側にあまり対応する気がない。なぜならば、違法に投稿された、あるいはアップロードされた動画こそが一般ユーザーを引きつけるコンテンツになっているのは間違いないので、今後はその技術的な努力もさることながら、法的な対処、法的なエンフォースメント

ですね、プロバイダ責任制限法上の対応等に関しましても早急に考えないと、ネット上の違法動画はなくなりません。ということは、放送事業者が正規に売っているものが売れないということに他ならないと確信しておりますので、その点に関してご報告申し上げます。

以上でございます。

【野村主査】 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのすべての発表につきまして、ご質問等を含めて、残された時間でご自由に意見交換を行っていただければと思います。

どうぞご自由にご発言をお願いいたします。

【瀬尾委員】 皆さん今日は貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。

皆さんそれぞれにお伺いしたい点があるのですが、順番に、出版社さんのほうから。

非常に版元と戯作者の関係のような、出版という文化が日本に根づいていて、しかもそれが小さな規模でたくさん林立することによってその文化を支えているということは、よく理解できました。

その中で、結論としまして隣接権とおっしゃってしまして、そういった権利を創設するというのは非常に協力がかつ単刀直入な解決方法の1つではあると思うのですが、今後、最も早くから取り組んでいらした日本のデジタル化ということの中で、そういった権利の創設の是非は別として、何らかのシステム的な対応で、日本の細かな出版社が存続して、かつデジタルの時代にも発展していけるようなことが私は望ましいと思うのですが、そういう可能性はないのでしょうか。それとも、また何かそういった解決策が考えられているのでしょうか、まずそれを1つお伺いしたいと思います。

【平井氏】 大変お答えしにくい質問であると思うのですが、まず、小さな出版社でもデジタル化がしやすいような環境は、今、つくっているところです。大きな出版社は、ここ10年間いろいろの実験をしてきて、最もリーズナブルに、無駄なく、しかしながら著作者の先生方の意図をきちんと伝えるようなデジタル化の仕組み、これはちょうど、今、中堅出版社ぐらいまではすぐに対応できるだろう。それをもっともっと裾野を広げていけるように、まさにその辺の研究と実験のようなことをやっているところです。

そこで一番難しいと思うのは、本をつくる編集作業というのは、好きでやっていることですから、それほど苦にはならないのですが、それ以外の部分、法令の細かいところまでの把握ですとか、権利処理ですとか権利者探しというのは、小さな出版社になればなるほど、そういったことがなかなか難しいというところがあると思います。さらにデバイス特性ですとか、デジ

タル化には紙の本とはまた違った知識も必要となります。

と同時に、やはり何らかのガイドラインのようなものをつくらないことには、初めて参入するビジネスというのは、その相場観ですとか慣習ですとか、そういったものをなかなか持ち得ませんので、今後は専門書のジャンルにおいても、あるいは少数出版しかできないような詩や短歌といったジャンルにおいても一定のルールづくりは必要になると思います。

加えて、全体としてデジタル化に関して一番大きな問題は何かと申しますと、我々出版社は、デジタル化に対する優先権をデフォルトとして持っていないということです。我々が著者の先生方と手塩にかけてつくった本を、第三者が、何も関係ないところが札びらを叩くようにして大規模に持って行ってしまふ。そういう大きな資本に対して残念ながら我々は全く無力です。、そういったフリーライドというのがやはり一番大きな問題であり、我々にとっての出発点であり、未だに解消されない現実です。

【瀬尾委員】      ありがとうございます。

NHK オンデマンドについて石井さんにお伺いしたいのですけれども、実はNHK オンデマンドの収支について、いろいろなところでお伺いすることもあるのですけれども、実際にこのようなサービスをなさって、この収支をとっていくのは非常に難しいというお話も聞きますけれども、収支をとる上で、つまりビジネスモデルとして問題になっている点は何なのか。非常に複雑なことを簡単に聞いてしまって申しわけないのですが、どうして商売にならないのか、端的な特徴というか、原因みたいなものを教えていただければと思います。

【梶原氏】      この2年ぐらいやっていますけれども、収支は大幅な赤字であります。

コストを見ると、やはり権料、権利者へお支払いするお金よりも権利処理のための事務的な経費がかかっているということが1つありますので、これは何とかして引き下げる努力をすれば、コストを下げるができるかなと思います。

もう一つは、やはりファイル化するコストですね。これも結構かかっております。放送番組、テープをファイル化しなければいけないということで、これもコストがかかる。これは1回ファイル化すれば、今後はそんなにかからないのかもわかりませんが、そういったことがあると思います。

ただ、一番の問題は、会員はかなり増えたのですけれども、実際にお買いになる方が今のところ少ないということ、収入をもっと増やさなければいけないということが根本にあるわけですから、支出の面から言うと、そういった権利処理のためのコストだとか、ファイル化のためのコスト、こういったものを引き下げる必要があるのかなと思っています。

【瀬尾委員】 もう一つ続けて。

フジテレビさんの不正利用の件についてお伺いしたいのですけれども、ピア・トゥ・ピアの話は前からいろいろなところで言われてきて、なかなか根絶が難しい問題で、今、摘発したり、いわゆる訴えるという形で解決するというか、何人かをきちんと訴えて、裁判をして、それを範として「みんなやってはいけない」というふうにしていくという方向が1つあるかと思うのですけれども、基本的に私がピア・トゥ・ピアについて思っているのは、昔からハッカーというのは、その世界の中で尊敬されているというか、テクノロジー的に、つまり、何か悪代官から盗み出して、それを民衆に撒くみたいなイメージがネットの世界にあって、いかにうまく盗んでそれを撒くかみたいな思想が感じられてしまうのですね。

そういう一般的なモラル、ルールみたいなものについて、教育の段階で私ははっきり、これは自分たちの首を締めて、自分たちの文化を壊しているという教育、例えば小学校とか中学校とか高校での教育に訴えていくことが、ちょっと迂遠かもしれないけれども非常に重要な解決手段ではないかと思っています。そういう教育の根本の部分に対して、こういうふうなことを、これは悪であるということをしきちんと知らしめるような、そういうアプローチは今、なされているのでしょうか。教育との連携をなされているか伺いたいと思います。

【千葉氏】 悪代官です。（笑）

確かに、ネットの世界で仄聞するところによれば、要は、ネットで何かを主張する際に金を払うのは全然格好よくない、ただで何とかDRMを破って、ダウンロードして手に入れるのが格好いいというような風潮があるやに聞いていますし、秋葉原等へ行きますと、その手の出版物、その手のツールもたくさんあることは事実なので、それはいかがなものかと思いますが、では、それをやめると居丈高に言えるのかというと、なかなか言えない部分があると思うんですね。思想であり表現の自由の部分にかかわってくるので、それはなかなか言えない。

教育面の手当てでございますけれども、すみません、フジテレビも含めて民放としまして、今の今まで何らかの形で、無許諾で放送番組をアップロードするのは違法であるとか、基本的なところに関して積極的に告知したことはございません。ただし、DPA デジタル放送推進協会というところで、NHKさんも会員ですけれども、放送コンテンツ適正流通推進連絡会という座組がございまして、その座組で「ホットラインテレビ番組著作権」というホームページを持っておりまして、そこで基本的に、こういうことをしてはいけないというような簡単なQ&A等々で告知しています。不十分ではございますけれども。

一般の視聴者は、例えばこのような番組の違法アップロードがある場合には、例えばフジテ

レビのホームページからその「ホットラインテレビ番組著作権」に行って、そこでいわゆるタレコミをすると削除ができるというような仕組みはつくっておるのですが、いかんせん違法流通の量が天文学的なもので、なかなか追いついていないという現状でございます。

【大林委員】 映像のことは私も随分関係していますので、今のいろいろな事情もよくわかりますけれども、やはり権利をまとめていらっしゃる方が毅然たる態度をとらないと、それに関係している権利者に被害が及ぶというのは、今、お話のとおりだと思うのです。

1つ出版のほうのお話を今、ずっと伺っていて、最終的に直接隣接権、それから著作隣接権者というお話が出てきたのですが、この議論は何となく、どこかで昔、随分したなど。それは何かといいますと、映像の世界で映画の著作物が、制作者の権利に集約されている部分があって、その中で行使していくということがあったのですけれども、そのときに実演家はどうか、こうなのかという話で、第91条の問題があって、これをぜひ映画だけの特殊扱い、いわゆるワンチャンス主義と言われているものだけではなくて、ちゃんとした権利を認めてくださいという話をし続けていた時代があった。

その中で、今、出版社さんのおっしゃっている著作隣接権というのは、著作物を公衆に伝達していく役割ということが中心として考えられた権利だとなっているわけですが、もしそうであれば、映画制作者の方も著作隣接権者になるのか、そういうふうなこともお考えになっているのかどうか、非常に突拍子もない話かもしれませんが、その辺も含めたお考えをお聞きしたいと思います。

【平井氏】 おっしゃるとおり、我々は著作物の伝達者であると自負しております。それも、日本においては近代出版成立後百二十数年、ずっと伝達者の立場であったと考えております。出版社が著作物の伝達者の役割を持っているということは多分、多くの方々に納得していただけたと思うんですね。これまでは「納得していただいている」というだけで満足しておりましたが、やはりそれだけではもうこの時代、渡っていけないということで、今回、隣接権者という主張をさせていただいたわけです。

映画制作者の皆さん、大変うらやましいです。著作権者ですからね。けれども、我々はそこまで大きな要求はしません。あくまでも著作者の先生方、著作権者の皆さんの権利は今のまま、守ったままで、我々にも何らかの固有の権利をいただければというお願いをしているのみでございます。

【大林委員】 著作権を最初に福沢諭吉さんが紹介されたときには、多分、著作権の概念というのは「増版の免許」と訳されていて、出版でしたよね。だから一応オリジナルはそこにあ

るので、どういうふうにお考えなのかなと思って聞いたのですけれども。

【平井氏】 日本においては、最初は出版条例という形で、だれでも出版できるというのではなくて、出版してもよろしいというふうな権利であったと聞いております。

その後、1899年に最初の旧著作権法ができたとき、当時はまだ、世界じゅうがそうでしたが、著作物イコール出版物という時代ですね。ベルヌ条約ができたのがその10年ぐらい前でしたか、まだまだ映画というのは一般化されておられませんし、レコードも発明されておられませんね。写真はたしかその段階でもう50年ぐらいの歴史があったはずですが、とてもではないけれども素人が扱えるようなものではなくて、大きな設備が必要であったという時代で、もちろん放送もございません。演劇はございましたが、それは固定されたパッケージとしては存在しませんでしたので、固定されたものとしては出版物、それから一部の美術の著作物とその複製品というところであったかと思えます。したがって、旧著作権法を読むと、最終的に改正されたものにはいろいろなものが入っておりますが、最初の旧著作権法は、まさに出版のことがメインであったと考えております。

【松田委員】 出版に関してご質問させていただきます。

隣接権的な保護を希求しているということですが、他の法制度と比べると、他の方法では出版権にかかわる権利の総量は増えないと言っていますね。隣接権だと総量が増えるのでしょうか。

【平井氏】 非常にレトリカルな書き方ですが、出版権というのは複製権者の方の権利の一部が条件付で時限的に移転されるということであって、その間、複製権者の方の権利は減っているわけですね。その減った部分を出版権者に持ってきているわけです。信託譲渡契約というのは、そもそも著作権者の権利の運用を任されているということですので、現在ある権利をそのまま使っているだけということですが、隣接権になると、著作権者の皆さんの権利はそのまま、加えて出版者に隣接権ができる。レコード制作者の権利と同じようなものであると考えております。

【松田委員】 例えば出版物における価格が上昇したり、出版にかかわる作家 著作権者と出版社の取り分の割合が変わるとか、デジタルコンテンツ流通になったときに、デジタルコンテンツから配分を受ける出版社の配分が、確実になるかもしれませんが、総量として増える、こういうことをお考えですか。

【平井氏】 フィーの総額は変わらないと思っています。

まず、出版社が出版をする場合、自らの持っている権利を行使するわけですから、それに関

して権利処理にフィーがかかることはないと思います。

デジタル展開するときも、基本は出版社自らがそれを電子化して展開する。と申しますのは、1冊の本にはさまざまな権利が関係しておりますので、それを全くわからない第三者が電子化するというのは非常に危険でありますし、かえって効率が悪い。出版社がやれば、元データも持っているわけですから、一番リーズナブルにできる。自分自身がやるものに関しては、権利処理には全く労力も費用も必要ありませんので、それで価格が上昇するというよりも、むしろ価格は下がっていくのではないですかね。

【松田委員】 下がる理由はちょっとわかりませんが、今、言われたのは、結局ビジネスの世界で商品としての出版物、書籍をつくられて、それを流通に置く。これは物として販売していく方法もあれば、データとして送信する方法もある。いずれも商取引でやっているときに、その商取引で固まってくるところの価格とか取り分というものは、本来、権利の強さとか権利の数で決まるのではない。法律の世界で決まるのではないと私は考えています。やはり経済原則があると思います。市場で決まっていく。

ですから、長い目で見ると、必ずしも隣接権的な保護をしたとしても、価格帯が変わったり配分が変わったりはしない。むしろそれはいい商品をつくって、そして付加価値を高めていくほかない。それと、権利者間の交渉で決まっていくということになります。

出版社と著者の関係では、出版契約によって、出版社の地位が確保されているのですが、明治この方、みんな右へ倣えの10%のロイヤリティで、同じ契約書内容になっています。その他二次的利用については優先的な地位があるような書き方をしている。この曖昧さをつくったのは他ならぬ出版社です。

まずは出版契約からきちんと見直して二次的利用、デジタルコンテンツ流通について明確な規定を設けることによって確保されるのではないのでしょうか。

【平井氏】 出版契約は、まさに今、見直しているところであります。

確かに出版社は、なかなか争う態度をとる習慣がないと言ってしまうまでもです。ただ、一方で、歴史的には出版権の規定を旧著作権法の中に持ち込むように タイミングとしては関東大震災の後、円本が流行ったときに、著作権法に出版権という条項をぜひとも入れてほしいという強力な行動を起こしたという事例があります。

さらに、先ほど申しました第8小委員会の際には、まず第8小委員会を立ち上げることから第8小委員会の報告書に至るまでの間に、出版界はかなりの大きなアクションをとってまいりました。第8小委員会の報告は不幸にして、結局はまだ実現されていないわけではありますが、

決して何もしてこなかったわけではないとご理解ください。

もう一つ、横並びがけしからんと言え、そのとおりであるように聞こえますが、これは一種、無駄な闘争はかえってコストを上げたりといったことも生じます。

また、新人を育てるには時間がかかるんです。「あなたの本は売れないから印税を安くします」といったことでずっとやっておりますと、生活のためになかなか執筆に専念できませんので、新人が育ちません。専門書の著者の先生方は他に、例えば大学の先生としての給与があったりしますが、文芸著者の多くの方々は専業でやっていらっしゃるわけです。少なくともこれだけのものを書いたら、このジャンルのこのぐらいのボリュームのこのぐらいの装丁の本であれば、市場の相場として幾らぐらいになりますというのがあって、それを何千部つくれば、つくただけの額は10%補償しますので、どんどんいいものを書いてくださいという、表現が難しいのですが一種そういう生活保障的な面もあって、あえて上下をつくらなかったということがあると思います。

そうした背景をご存じだからこそ、本当にベストセラーをたくさん出される先生方も、20%、30%とはおっしゃらないわけですね。多くの場合、やはり10%でいいですと。その代わりに我々も、その分、大きな宣伝活動をさせていただきますし、造本その他でさまざまな贅沢なものを使わせていただきますが、それはそういった出版社の投下、回収、投下、回収のサイクルを通じて、口幅ったい言い方ですが、出版文化というものを再生産し続ける知恵であったのだと思います。

【松田委員】 今のお答えと、資料の中にありますように、日本には約4,000社の出版社があって、その大半がある意味では弱小と言ってもいいような、10人以内でやっているわけですね。それも生き延びられるような出版文化を継続して維持していかなければならない、こういう言葉が時々使われますよね。

【平井氏】 必ずしもその必要はないと思います。総体として出版文化が守られるのであれば。

【松田委員】 そこで言う出版文化というのは、何でしょうか。

【平井氏】 ですから、多くの書き手の方々の思想、感情の結実たる出版物の再生産ですね。加えて、過去の優れた作品をいかに残していくかといったことに代表されるものだと思います。

【松田委員】 私は「出版文化」とあえて言うのであれば、それから弱小をどうしても守らなければいけないというのであれば、そこに出版編集者としての極めて高いノウハウがあって、そしていろいろなジャンルの本をそれぞれつくっている、弱小の出版社というのは本当に限ら

れたジャンルでつくっているわけですね。そういうものを全体として守っていきながら、日本の出版の質も量も減らさない、ないしは高めるということをしなければいけないというなら大賛成ですけれども、ビジネスのやり方がある程度、一律的にしてしまっ、そしてみんなで生き延びなければいけないというのは、私は、格別著作権法で守る必要はないと思っています。

【平井氏】 おっしゃるとおり、全体を守る必要はないと思います。生き残るところが正当に生き残ることが目的です。

【いで委員】 このデータを見ますと、1996年から見て、現在27%販売実績が減少しているということですが、この原因はきちんと把握されているのでしょうか。というのは、今、若者の活字離れだとか、そういった言われ方をしていますが、本当に本を読まないという、いわゆる活字離れによって減少しているのか、あるいは、例えばネットの影響がある、またネットによるコピーが影響して実際の本が売れなくなっているといったことあるのかどうか、基本的なことを聞かせてください。

【平井氏】 なかなか客観データがとりにくいものですから、私の印象的なことを申し上げることになってしまうと思いますが、他の日本の多くの産業が1990年ぐらいをピークに、つまりバブルの崩壊をピークに上がったり下がったりしてきているのに対して、1996年から下がりっ放し。96年というのは、日本のインターネット元年のような年ですね。94年末にWindows95が発売されて、すべてのPCはインターネット接続端末が前提になったということと時代を一にしているわけですが、これがたまたまなのか、あるいはそれが原因なのか……。なかなかわかりません。

そうした中で、出版物の種類によっては、出版社自身がウェブに対応してきたという例もあります。例えば、かつてはエンターテイメント情報誌だった週刊誌がチケット販売サイトに業態を変えたりですとか、法令集がウェブ上のデータベースサービスになったりですとか、あるいは教育関係、かつては通信教育のための添削をやっていたものがeラーニングとしてパソコンを使った教育になったりというのはあると思いますが、それだけではこの落ち込みはとても説明できるものではないと思います。

まず、本の低価格化が進行しました。かつては千数百円になっていたであろう本が、今は700円の新書にどんどん移行しております。あとは、ハードカバーの本よりソフトカバーの本が増えたこともあると思います。そういったところで、1冊ごとの実際の売り上げもかなり減っていますし、企業ニーズが減っているというのが大きいと思います。実はこの推定売上金額、2兆円近くあるわけです。これを国民1人当たりしてみると、かなりの金額ですよ。これ

をさらに世帯数で考えてみると、1軒で年間3万円も4万円も本を買っていることになってしまいます。平均してそんなに買っているわけではない。したがって、企業ニーズの分がかなりあると思うのですが、これがここ20年間、企業はもう財布のひもを絞めっ放しですから、相当影響が出ていると思います。図書館の予算も減っています。一方で貸出数は増えています。

それと、携帯小説というジャンルは全部無料提供ですよ。とてもではないけれども、本にしても読めるようなものばかりというわけではありません。そのレベルのものがたくさん読まれているということで、これも何らかの影響があるのかわかりませんが、とりあえず、ネットやメールを含めれば、実は日本国民の文字データの享受総量は飛躍的に増えていると思います。無料のさまざまなコンテンツを、みんなのべつ幕なしに見ているわけですから。しかしながら、有料の、しかもその代表であるような出版物に対する需要は減っているのだなと結果として思っているというふうには、ちょっとお答えできません。

【松田委員】 では、テレビのほうで、オンデマンドインターネット配信が原動力になった一つの契約形態として、コンテンツごとの出演者との包括的な契約が、特にNHKさんはこれを開発したわけですよ。これが多分、効果をあらわしているのだらうと思いますし、聞くところによると事故例もゼロだというわけですね。効率がよくて事故が起きなくて、もちろん多分、コストが少なくなっているわけでしょうから、そういう点から、この制度に対する評価をどのようにお考えになっているか。

それから、民放も恐らくそういう方向をおとりなのではないかと思うのですが、何らかの方法があればご紹介したいと思います。

【梶原氏】 CPR Aさんとの間でそういった枠組みで、いわゆる不明者だとかノンメンバーの方について、CPR Aさんのかなりのご努力でやっていただいておりますので、そういった部分で言うと、過去の放送番組を今、配信しているわけですがけれども、もしそういった枠組みがなければ、ほとんど過去の大河ドラマなどは配信できなかったのではないだろうかと思っております。法的には、もし権利者からクレームがあった場合には侵害していることになるのでしようけれども、松田委員がおっしゃったように、これまでそういったことで直接クレームらしいことは、我々は一件も承っておりませんので、こういった制度が、他の権利者の分野においても拡大されていけば、それはアーカイブス番組の活用につながっていくのではないかと思っております。

【松田委員】 積極評価ですね。

【千葉氏】 契約で、制作時にすべて取り決めるという方向性は省力化という意味では非常

にいい方法だと評価しておりまして、NHKさんの見逃しのほうですね、そのような方法が非常に効率的に機能していると聞いておりますので、でき得るならば民放でもそれをやっていきたいという思いはございますけれども、民放の取組といたしましては、皆様方ご存じのとおり、ARMAという実演家の権利処理を一括して行う組織が今、軌道に乗りつつありまして、そことの間の話し合いが進んでおりますので、出演時の契約は契約としてあって、ただ、権利処理はARMAのルールに則って粛々に行われるということが実際に軌道に乗れば、軌道に乗ればというのは、システム、申込みの方法とか、それを電子化するとか、そういうところまで視野に入れてやっておりますので、すべてが軌道に乗れば、NHKさんの当初出演のときにすべて権利処理済みというのに劣らないような、効率的な流通速度というか、ストレスのない権利処理が実現されていくと思っております。

【三田委員】 出版に関して、これは質問ではなく意見でありますけれども、出版社に何らかの権利を与えることについては、私も必要性があると認識しております。例えば本を出版する場合、私が原稿を書く場合でも、書いた原稿を校正者がかなりチェックします。事実関係で、いろいろな資料を出してきて「ここは違っていますよ」と言われて書き直して行って、やっと1つの作品が出るわけですね。それから、初版1万部以上のものになりますと、出版社が宣伝をしてくれたり、営業の人が本屋に出向いていい所に平積みしてもらおうとか、そうすることによって読者がついてきて、本が売れることになります。

ところが、これは私ではありませんが、悪い作家がいて、そうやって出版社が一生懸命努力して売ってくれた本を、AmazonのKindleで出そうということにした場合、現行ですと、出版社には何の権利もありません。手元に自分のワープロのデータがあったらそれをKindleに渡すと、Kindleは75%作家にあげますよということを言っております。多少編集者が必要であれば、エージェントみたいなものが恐らく乱立するだろうと思われましてけれども、25%程度をエージェントが取って校正のやり直しをしたり、Amazonとの間を取り持ってくれたりするということで、そのエージェントに25%を渡すと、作家に50%入ってくるわけですね。紙の本ですと、売れている人でも10%です。そうすると、悪い作家がいっぱいいたら売れている本がどんどんKindleに流れて行って、日本の出版文化は崩壊するのではないかという危機を感じております。

これを契約でやればいいのかということになるのですけれども、契約というのは非常に危ないものでありまして、契約して出版社が権利を取ってしまった場合、もしも悪い作家がいて、営業努力も何もしない。作家が一生懸命テレビで宣伝したり、講演会に走り回って本の宣伝をして、それでもなかなか出版社が増刷してくれないのでKindleで出そうとしたときに、

出版社が「隣接権があるから分け前を寄越せ」というようなことも想定されます。今まで作家と出版社の信頼関係でやってきたことが、電子出版という新しいものが出てきますと、これまでの慣習が崩壊してしまう恐れが十分にあるのですね。

ですから、いろいろな人の意見を聞いて、どういう形で出版社に何らかの権利を付与するのかを考える必要があるだろうと思います。

【松田委員】 今、三田委員が言われた意見は、概要私も同じ意見でございまして、今、三田委員がKindleの例を言われましたけれども、実は日本国内でも同じ問題が起こっています。版面をつくって書籍として出版していても、契約上は出版社にはデジタル送信の権利がないので、そうすると、それをそっくりそのまま同じ版面で携帯で使いたいと。特に漫画をつくり上げると、そのままの版面でいい。そういうことが起こる。

そうすると著者は、出版社に許諾をしていない範囲内であるから、デジタル送信の会社に提供して、さらにロイヤリティを取得できるようになる。これは、今の著作権法上の枠組みでは、多分、法律上は違法ではないだろうと思っておりますが、しかし、そういうことを著者がしているのかと思います。出版社が一生懸命つくってくれた版面を、本以外だから送信に使っていいだろう、デジタル化に使っていいだろうという著者が言うのはどういうことなのか、著者が第三者と契約するのはどういうことなのかという評価は、また別の問題としてあるわけであります。

ですから、そういう事態が生じたときは、私は、今でも出版社は著者に対して何らかの法的請求権、もっと具体的に言うなら、契約上の地位として版面の使用を差し止める権利を持っている可能性があるのではないかと考えています。

自ら出版社が、プロバイダに同一版面の送信を差し止めるができるかどうかという議論はもちろん十分しなければいけません。

第8小委員会の報告書を読んできましたが、報告書上は結論が出ているのだけれども、立法化するかどうかについては正確にはまだ結論が出ていない。言ってみればまだペンディングの状態だと。そういう状態で何年もほうっておくのはいけないので、ちゃんと議論すべきだろうと思います。

今、第8小委員会では想定していなかったデジタルコンテンツと版面という問題が起こってしまったわけでありますので、これについては真正面できちんと議論してもいいのではないかと考えています。

【瀬尾委員】 今回、出版の平井さんが隣接権という非常に単刀直入なお話をなされたので、

私も率直な意見を申し上げさせていただきたいと思いますが、これまでのいろいろな出版界の体制、例えば、先ほど言った印税を含めた横並びであったりとか、いろいろな制度も含めて、そういう出版界の体質というものが、今、試されて、変わらなければいけない時に来ていると思っています。

そのときに、新しい権利を創設することで、これまでと同じ体制を維持するというのは、少々安易なのではないかと考えています。

それに対して、新しいデジタルの時代に最も効率よく、かつ、今まで著作権者と信頼関係があったとおっしゃいましたが、その信頼関係があったということが一番試される時期に来ていて、きちんと権利者と話し合いをして双方に一番よいシステムを再構築して、そして、出版社さんの旧来の体質から新しくデジタル化をする体質へきちんと変化をした上で、権利なり何なり考えるのであればわかりますけれども、現行の制度について深く、著作者も含めて出版社さんが考える機会をつくり、再構築した上で権利請求をしないと、これに関してはいろいろな不都合、逆に時代に逆行するような場面に出くわさないとも限らないと思います。

私の立場からしても、デジタル化の中で大変厳しい状況、我々も一つの仕事としてのマーケットを失いかねない状況にある。そのときに出版社さんと深く話し合うということは、多分、どの分野でも可能であろうと思います。ですので、まず権利者と出版社さんがよく話し合って次世代のシステムのビジョンを見詰めること、そして、そういうことについて話し合いをする場をどんどんつくっていくこと、そういうことから始めないと、最初から「権利」という言葉が先走ってしまうと、マイナスにしかならないこともあるのではないかと危惧します。

出版の危機というのは著作者の危機でもあるとは思っておりますので、対応することが必要ですが、あまり安易かつ思想的な解決策は最初から出さないほうがよろしいのではないかとというのが私の意見です。

【大林委員】 映像のことは当事者過ぎて、なかなか言いづらいところもありますが、やはり今、出ましたように、C P R A、それから映像コンテンツ権利処理機構 A R M Aというのが新しくできるわけですがけれども、その中で、例えば権利者の中にいる不明者の探索とか、窓口業務を一本化してやっていく、そういうことについて私たちは最大限の努力をしてみたいし、これからもその方向でやると思います。

やはり実演家に不利にならないよう、実演家のことをきちっと考えていただいていると思いますが、これからもより以上そのことにご留意をいただいて、放送事業者の方もぜひご努力をいただきたいと思っています。

本来的には、例えばドラマの場合、出演者は、事務所に所属があったはずですが、それが時間がたつに連れて所属等々がばらばらになっていく、これは現実であります。だからそれはそれとして、どう追求していくかはお互いに知恵を出し合いながらやっていかなければならないし、費用等々がいっぱい生じてくるわけですが、それをどういうふうに負担していくのかということも、やはりきちんと話し合いをしながら 私、著作権法に関するこの問題、特に著作権法というのはハーモナイズが一番の基本であろうと思っておりますし、文化の維持・発展をどうするかが基本であるということは、著作権法に書かれているわけですから、そこを見詰めながら権利処理もやっていくべきであろうと思っております。

【野村主査】 予定していた時刻が参りましたので、本日はこのぐらいにしたいと思います。どうもありがとうございました。

なお、大変恐縮ではございますが、各委員におかれましては前回の本委員会において了承されましたように、5月14日金曜日までにご意見を電子メールで事務局宛ご提出いただけるようお願いいたします。

それでは、事務局から連絡事項がございましたらお願いいたします。

【壹貫田課長補佐】 次回の基本問題小委員会につきましては、5月31日月曜日の14時から16時まで、文化庁6階の第2講堂において開催を予定しております。

先ほど主査からもお話がございましたけれども、委員の皆様方からいただいたご意見をまとめまして、この意見書についての意見交換等を行う予定としております。

【野村主査】 それでは、これで第2回の基本問題小委員会を終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。